

大分県報

令和三年
第二二二号
七月二日

（金曜日）

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和三年七月二日

大分県知事 広瀬 勝 貞

告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の指定辞退……………三
- 生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………三
- 生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定……………三
- 生活保護法等による施術者の廃止……………四
- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………四
- 選挙管理委員会告示……………四
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………九
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表……………一〇
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………一〇
- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………一一
- 公 告……………一一
- 土地改良区の役員の就退任……………一一
- 正 誤……………一一
- 平成二十九年八月一日付け大分県報第二九〇三号に記載の公告（土地改良区の役員の就退任）中の訂正……………一二

告示

大分県告示第四百五十三号

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
中山レディースクリニック	中山裕晶	別府市石垣西四丁目一一〇番	令三・五・三一
宇佐メディカルクリニック	社会福祉法人宇水会	宇佐市大字辛島二九九番の二	令三・四・一
荘園内科クリニック	小畑雅寛	別府市東荘園四丁目二組	令三・五・一
おおたにクリニック	医療法人将靖会	中津市沖代町二丁目一九番二	令三・四・一
医療法人新生会 宇佐胃腸科内科 医院	医療法人新生会	宇佐市大字江須賀四〇九二番地一	令三・四・一
訪問看護ステーション えにし	株式会社社縁	宇佐市大字上高家一三四八番地	令三・四・一
訪問看護ステーション ひびき 中津	社会福祉法人敬愛会	中津市沖代町一丁目四―三四	令三・四・一
つじた薬局 耶馬 溪店	辻田和生	中津市耶馬溪町大字樋山路一五一―一七	令三・四・一
川崎診療所	特定医療法人 瑞木会	速見郡日出町大字川崎五〇七番地の三	令三・四・一
佐伯市国民健康 保険因尾診療所	佐伯市	佐伯市本匠大字堂ノ間二九五番地	令三・四・一

令和三年七月二日

大分県報（告示）

矢田こどもクリニック	医療法人社団ふたば会	別府市石垣東四丁目五番四号	令三・五・一
つくみクリニッ	医療法人永楓会	津久見市宮本町二番二三号	令三・五・一
右田眼科	医療法人杏水会	別府市石垣西七丁目八番一九号	令三・五・一
ヒロセ内科医院	医療法人メデイ・キューブ	別府市駅前本町五番二三号	令三・六・一
クレイン調剤薬局	株式会社ケンミン	佐伯市鶴岡西町二丁目二六七番地	令三・四・一
イルカ薬局	株式会社ビジョアン・ドワーク	津久見市千怒六〇四五―一	令三・四・一
そうごう薬局 別府流川店	総合メデイカル株式会社	別府市中島町一四―二四	令三・四・一
タカサキ薬局別府店	株式会社エム・ティ・プランニング	別府市石垣東三丁目一番三五号	令三・四・一
国東市民病院前薬局	株式会社そうりん	国東市安岐町下原一四六六番地二	令三・四・一
(有)きたご調剤薬局 ときわ店	有限会社きたご調剤薬局	日田市中央一丁目七―九	令三・五・一
あき調剤薬局湯布院店	株式会社薬苑あき	由布市湯布院町川上岩木ヤシキニ四〇―一番一	令三・五・一
はさま調剤薬局	株式会社ブンゴヤ薬局	由布市挾間町向原三四〇―二	令三・五・一
しろやま調剤薬局	株式会社下川薬局	佐伯市城下西町七〇〇番地	令三・五・一

大分県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和三年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	変更前	変更後	所在地	変更年月日
	サンアイ調剤薬局つるみ店	スカイメデイカルつるみ薬局		

大分県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

令和三年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	訪問看護ステーション シェルパ	所在地	変更年月日
		変更前 中津市島田五五五番地二	

大分県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和三年七月二日

大分県告示第四百五十七号	医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
	花井医院	花井章作	佐伯市蒲江大字畑野浦二二四	令三・二・二八
	荘園内科クリニツク	古園晴久	別府市東荘園四丁目二組	令三・四・三〇
	おおたにクリニツク	大谷将之	中津市沖代町二丁目一九番二	令三・三・三一
	医療法人新生会 宇佐胃腸病院	医療法人新生会	宇佐市大字江須賀四〇九二番地の一	〃
	中間歯科医院	中間秀弘	豊後高田市浜町六六八一	〃
	澤熊歯科医院	澤熊正明	日田市友田一四一四	〃
	林歯科医院	林和夫	日田市上城内町一一一九一四	〃
	後藤歯科医院	後藤昌三	豊後高田市香々地三五九〇番地	〃
	辻田薬局支店	辻田マスマ	中津市耶馬溪町樋山路一五一七	〃
有限会社モリミツ薬局	有限会社モリミツ薬局	国東市国東町田深八四二一一	〃	
株式会社大賀薬局三本松店	株式会社大賀薬局	日田市三本松二丁目七一四	〃	
ゆふ薬局	有限会社河野調剤	由布市湯布院町川上二九一五一	〃	

大分県知事 広 瀬 勝 貞

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十一条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

令和三年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	辞退年月日
日本調剤緒方町薬局	日本調剤株式会社	豊後大野市緒方町馬場三〇四一一	令三・二・二八

大分県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和三年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
土谷尚史	土谷接骨院	別府市元町一番六号	令三・四・一

大分県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和三年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年七月二日

大分県報（告示）

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
奥田輝重	中津市東堀端二三九二―三	令三・三・一

大分県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和三年七月二日

大分県知事 広瀬 勝貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
大谷直人	大谷整骨院	日田市吹上町五―三五	令三・三・三一
亀安千夏	えびす堂整骨院	中津市蛭子町二―一一	令三・一・三一
永岡昭善	永岡整骨院	宇佐市大字葛原七五〇―一一	令三・三・三一
土谷恵一	土谷整骨院	別府市元町一番六号	令三・三・三一

大分県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十六条第一項の規定により、豊後高田市森千二百十番地の芹川豊彦ほか二人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和三年七月二日

大分県知事 広瀬 勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理）	森地区	令三・七・二から 令三・七・二六まで	豊後高田市 役所

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年七月二日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）
政治資金規正法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
立憲民主党 大分県第1区総支部	吉田 忠智	安部 逸郎	大分市高砂町四―二〇高砂ビル四〇―一号	参議院議員	令三・六・三
立憲民主党 大分県第2区総支部	吉川 元	森迫 信夫	臼杵市大字臼杵一九五	衆議院議員	令三・一・一四

二 その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

阿南智博後援会	阿南 智博	阿南 智博	竹田市大字君ヶ園五三三 一〇	令三・四・一	豊後大野市議の報酬を日当制にする会	仲町 房雄	春野 慶司	豊後大野市千歳町長峰二 四四三春野行政書士事務所内	令三・三・一一		
池見傑後援会	志賀 一幸	志賀 公成	竹田市久住町大字久住六 一三四一	令三・二・一五	本田ふさよ後援会	後藤 君生	前田 三千	佐伯市大字青山大通り五 四〇二	令三・三・五		
井上清三後援会	井上 清三	井上 清三	佐伯市蒲江大字猪串浦五 三八	令三・三・九	三浦わたる後援会	疋田 啓二	三浦 喜有	佐伯市大手町一―三一五	令三・三・一九		
うえしま弘二後援会	上島 弘二	岩崎 貴博	竹田市会々一五一七―三	令三・三・一六	もとすぎたかし後援会	小森 定信	本杉 能光	佐伯市上灘区一班一	令三・二・八		
江藤たけつぐ後援会	高橋 英明	桑原 宏史	佐伯市弥生大字床木一 四六一	令三・三・二三	山野内眞人後援会	山野内 眞	山野内 眞	佐伯市中村南町九―三	令三・三・四		
梶川よしひろ後援会	梶川 善寛	梶川 浩子	佐伯市平野町六一―三〇	令三・二・二二	<p>大分県選挙管理委員会告示第四十五号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。</p> <p>令和三年七月二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>						
さら栄三後援会	吉良 栄三	吉良 千秋	佐伯市宇目大字河内一九 三一	令三・三・二							
社会民主主義フォーラム大分	羽野 武男	安部 逸郎	大分市高砂町四―二〇高 砂ビル二F	令三・五・一二							
染矢和陽後援会	染矢 和陽	染矢 眞紀	佐伯市鶴岡町一―一四一 一五	令三・一・二七							
大日本国心会	泉 光一	薬師寺 康夫	大分市大字丹川二五六― 一二一	令三・一・二〇							
高野たつよ後援会	高野 辰代	首藤 建平	豊後大野市三重町赤嶺一 九二二―一	令三・三・一八	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日		
とみたか国子後援会	恒松 俊子	川島 ふみ	佐伯市中村東町五―一四 一幸館	令三・三・一五	社会民主党	久原 和弘	主たる事務所の所在地	大分市畑中四― 五―二四	新	旧	令三・四・一
とみまつ万平後援会	富松 万平	富松 比佐美	佐伯市米水津大字色利浦 三九八	令三・三・九	大分県連合	久原 和弘	主たる事務所の所在地	五―二四	新	旧	令三・四・一
広津留りゆうじ後援会	濱野 芳弘	廣津留 ゆかり	佐伯市鶴見大字地松浦一 二六一番地	令三・二・四	自由民主党	岡本 勝美	主たる事務所の所在地	宇佐市大字和氣 八四二	新	旧	令三・一・一二

令和三年七月二日

大分県報（選管委告示）

大分県理政 会	石堂 憲次	会計責任者 の氏名	渡邊 英司	令二・六・一	幸福実現党 中津後援会	猪股 敦式	会計責任者 の氏名	高野 道子	池田 希世斗	令三・二・二三
大分県林業 政治連盟	井上 明夫	主たる事務 所の所在地	大分市花園二一 六一五一 大分県 森林組合連合会 内	令三・一・一六	幸福実現党 日田後援会	坂本 伸子	会計責任者 の氏名	上田 敦子	池田 希世斗	令三・二・二〇
大分県老人 保健施設連 盟	川崎 紀則	主たる事務 所の所在地	大分市中戸次四 五二五	令二・七・一	是永修治後 援会	園田 九萬	会計責任者 の氏名	荒牧 巖	江熊 一之	令三・三・一
大分市管工 事業政治連 盟	織戸 和彦	会計責任者 の氏名	野口 寛之	令三・一・四	JX金属労 組佐賀閩支 部政策実現 推進の会	引田 暁子	政治団体の 名称	市民がつくる政 治の会大分支部	日本母親連盟大 分支部	令三・四・二
大分バス交 通政策研究 会	佐藤 満宏	会計責任者 の氏名	神田 博伸	令二・九・一五	高橋まいこ 後援会	高橋 舞子	政治団体の 名称	高橋まいこ後援 会	高橋舞子後援会	令三・五・一九
おしうみ豊 後援会	駕海 豊	主たる事務 所の所在地	豊後高田市新町 二八二一―四ビ ユアタウンB棟	令二・四・一	高松大樹後 援会	高松 大樹	会計責任者 の氏名	上園 崇史	宮明 透	令三・四・一
感動まちづ くり構想推 進協議会	瑞木 一博	主たる事務 所の所在地	別府市天満町二 一―三 YUAI ビル三〇三号	令三・二・一五	たまだ輝義 後援会	玉田 輝義	主たる事務 所の所在地	豊後大野市三重 町市場五八一― 一 二村ビル一 〇三	豊後大野市三重 町内田二九〇六	令二・四・二〇
木田のぼる 後援会	木田 昇	主たる事務 所の所在地	大分市南太平寺 三一六一―二九 四〇ニラポール 羽屋	令三・一・一六	中津市医師 連盟	小路 眞護	代表者の氏 名	小路 眞護	末廣 朋未	令二・六・一
熊野忠政後 援会	熊野 忠政	主たる事務 所の所在地	竹田市荻町政所 五七二一―一	令三・二・二二	なかやこう じ後援会	仲家 孝治	会計責任者 の氏名	姫野 琢哉	三浦 良彦	令二・二二・一
		主たる事務 所の所在地	竹田市荻町政所 九三七	令三・五・一					佐伯市長島町一	

成迫健児後援会	成迫 健児	主たる事務所の所在地	佐伯市城南町二―四―二二クレールドミール二〇二号室	令三・一・七	三重忠昭政 策研究会	三重 忠昭	会計責任者の氏名	三重 忠昭	令三・一・一	
二宮博後援会	松尾 島雄	代表者の氏名	松尾 半幸	令二・二・一	南由美子後援会	南 由美子	主たる事務所の所在地	大分市光吉新町一〇一―B	大分市萩原二―二―四八第一南セメントビル一〇五号	令三・二・二八
日本弁護士政治連盟大分県支部	吉田 祐治	代表者の氏名	吉田 祐治	令二・二・一	森三千年後援会	橋本 通夫	代表者の氏名	橋本 通夫	森 三千年	令二・二・二四
日本薬業政治連盟大分県支部	吉田 哲也	代表者の氏名	吉田 哲也	令三・四・一	矢野ゆきまさ後援会	矢野 幸正	会計責任者の氏名	矢野 京子	加納 友子	令三・一・二二
ふくしま勝彦後援会	芦刈 紀生	代表者の氏名	芦刈 紀生	令三・一・一三	山田としお大分県後援会	壁村 雄吉	会計責任者の氏名	渡邊 智文	麻生 慎一	令三・四・一
藤木しんや大分県後援会	壁村 雄吉	会計責任者の氏名	渡邊 智文	令三・四・一	吉田ただとも総合後援会	内田 淳一	主たる事務所の所在地	大分市高砂町四―二〇高砂ビル二〇三号	大分市中央町一―四―二二さくらやビル七―A	令三・五・一七
別府商工連盟	衛藤 富喜	代表者の氏名	衛藤 富喜雄	令三・三・一	吉田忠智と共々歩む会	吉田 忠智	主たる事務所の所在地	大分市高砂町四―二〇高砂ビル二〇三号	大分市中央町一―四―二二さくらやビル七―A	令三・五・一七
本田ひろふみ後援会	本田 博文	主たる事務所の所在地	速見郡日出町豊岡三三五―一九	令三・一・一四	<p>大分県選挙管理委員会告示第四十六号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。</p> <p>令和三年七月二日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>					
三重忠昭後援会	三重 忠昭	代表者の氏名	三重 忠昭	令三・一・一						津田 浩治
<p>政治団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>解散年月日</p>										

令和三年七月二日

大分県報（選管委告示）

令和三年七月二日

大分県報（選管委告示）

一〇

大分県老人保健施設連盟

川崎 紀則

令二・七・一〇

坂梨宏之進後援会

吉良 頼勝

令三・二・一〇

すがさとみ後援会

菅 さとみ

令三・二・二〇

宮成昭義後援会

甲斐 忠信

令二・二・三二

浜野芳弘政治経済研究所

濱野 芳弘

令三・三・三〇

平松守彦大分市後援会

吉村 恭彰

令三・三・三一

村本幸次後援会

村本 幸次

令二・三・一

矢野ゆきまさ後援会

矢野 幸正

令三・四・一七

渡辺たかし後援会

渡辺 崇

令二・二・三一

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
令和三年七月二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなった年月日

濱野 芳弘

浜野芳弘政治経済研究所

令三・三・三〇

矢野 幸正

矢野ゆきまさ後援会

令三・四・一七

大分県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
令和三年七月二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

異動年月日

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容
岩川 義枝	岩川義枝後援会	主たる事務所の所在地	新 大分市大道町二一六―一〇二〇一 〇一五号室
岩川 義枝	岩川義枝後援会	主たる事務所の所在地	旧 大分市大道町三一一―一四コーポアイ・五〇一 〇五号室

鴛海 豊	おしうみ豊後援会	主たる事務所の所在地	豊後高田市新町二八二―一四ビユアタウンB棟
鴛海 豊	おしうみ豊後援会	主たる事務所の所在地	豊後高田市新地一八二四―一三

木田 昇	木田のぼる後援会	主たる事務所の所在地	大分市南太平寺三―六―二九―四〇ニラポール羽屋
木田 昇	木田のぼる後援会	主たる事務所の所在地	大分市南太平寺二四ラポール羽屋四〇二

熊野 忠政	熊野忠政後援会	主たる事務所の所在地	竹田市荻町政所五七二―一
熊野 忠政	熊野忠政後援会	主たる事務所の所在地	竹田市荻町政所九三七

高橋 舞子	高橋まいこ後援会	政治団体の名称	高橋まいこ後援会
高橋 舞子	高橋まいこ後援会	主たる事務所の所在地	大分市浜町東一―一
高橋 舞子	高橋まいこ後援会	主たる事務所の所在地	豊後大野市三重町市場五八一―一二村ビル一〇三

玉田 輝義	たまだ輝義後援会	主たる事務所の所在地	佐伯市長島町一―四―二二クレールドミール二
玉田 輝義	たまだ輝義後援会	主たる事務所の所在地	佐伯市長島町一―四―二二クレールドミール二

成迫 健児	成迫健児後援会	主たる事務所の所在地	佐伯市長島町一―四―二二クレールドミール二
成迫 健児	成迫健児後援会	主たる事務所の所在地	佐伯市長島町一―四―二二クレールドミール二

吉田 忠智	吉田忠智と 共に歩む会	主たる事務 所の所在地	大分市高砂町四 ―二〇高砂ビル 二〇三号	大分市中央町一 ―四―二二さく らやビル七―A	令 三・ 五・一七
本田 博文	本田ひろふ み後援会	主たる事務 所の所在地	速見郡日出町豊 岡三三五―一九	速見郡日出町川 崎二―一	令 三・ 一・一四
					〇二号室

大分県選挙管理委員会告示第四十九号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

二 指定介護老人保健施設中

「大分県厚生連介護老人保健施設しおはま
」
杵築市大字大内字塩浜七七〇三―四 を

「介護老人保健施設しおはま
」
杵築市大字大内字塩浜七七〇三―四に改める。

四 指定老人ホーム中

「社会福祉法人ひまわり特別
」
杵築市大田杵掛二三八〇

「社会福祉法人ひまわり特別
」
杵築市大田杵掛二三八〇 を

「社会福祉法人ひまわり特別
」
杵築市大田杵掛二三八〇

「社会福祉法人ひまわり特別
」
杵築市大田杵掛二三八〇

「社会福祉法人ひまわり特別
」
杵築市大田杵掛二三八〇

「社会福祉法人ひまわり特別
」
杵築市大田杵掛二三八〇

〇公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、仲ノ瀬土

令和三年七月二日

地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和三年七月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役名	氏名	住 所
（退任役員）		
理事	渡邊 啓一郎	由布市湯布院町下湯平八九五番地二
〃	秋吉 勇一	〃 湯布院町下湯平一一五七番地
〃	秋吉 孝治	〃 湯布院町下湯平一六一一番地一
〃	幸野 英俊	〃 湯布院町下湯平一九一二番地二
〃	幸野 讓二	〃 湯布院町下湯平一六五三番地
〃	辻 浦 徳 見	大分市賀来新川一丁目四番一―一〇〇六号 ツインプラザ大分志番館
〃	大久保 臣 忠	由布市庄内町測三二四四番地一
〃	工 藤 壽 美	〃 庄内町測三五五五番地一
〃	麻 生 太 次 郎	〃 庄内町測三四〇七番地
〃	宮 崎 元 美	〃 庄内町測二二六九番地
〃	新 名 孝 美	〃 庄内町測一九三二番地
〃	大 嶋 伊 八	〃 庄内町測二〇六二番地
監 事	渡 邊 広 俊	〃 湯布院町下湯平七二三番地
〃	田 中 豊 己	〃 湯布院町下湯平一六五七番地三
〃	佐 藤 久 生	〃 庄内町測二九七七番地
〃	大久保 純一郎	〃 庄内町測一八〇六番地
（就任役員）		
役名	氏名	住 所

大分県報（選管委告示・公告）

令和三年七月二日

大分県報（公告・正誤）

一一二

理事	渡邊啓一郎	由布市湯布院町下湯平八九五番地二
〃	秋吉孝治	〃 湯布院町下湯平一六一一番地一
〃	渡邊広俊	〃 湯布院町下湯平七二三番地
〃	幸野英俊	〃 湯布院町下湯平一九二番地二
〃	幸野譲二	〃 湯布院町下湯平一六五三番地
〃	辻浦徳見	大分市賀来新川一丁目四番一〇〇六号 ツインプラザ大分壱番館
〃	大久保臣忠	由布市庄内町測三三四四番地一
〃	麻生彦信	〃 庄内町測三五〇三番地
〃	佐藤久生	〃 庄内町測二九七七番地
〃	甲斐光夫	〃 庄内町測二四七四番地二
〃	甲斐忠	〃 庄内町測一九三〇番地一
〃	大久保篤	〃 挾間町挾間二四八番地八
監事	田中豊己	〃 湯布院町下湯平一六五七番地三
〃	麻生太次郎	〃 庄内町測三四〇七番地
〃	大嶋伊八	〃 庄内町測二〇六二番地
〃	秋吉純平	〃 湯布院町下湯平八六番地一

○正 誤

平成二十九年八月一日付け大分県報第二九〇三号に記載の公告（土地改良区の役員就退任）中の訂正

ページ	行	誤	正
四上	右から八	渡辺広俊	渡辺広俊
四下	右から二	渡辺広俊	渡辺広俊